

平成25年11月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第19747号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年9月18日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

瀬 戸 和 宏

鈴 木 さ と み

東京都渋谷区神宮前6丁目23番2号第25SYビル4階

被 告

ユニバーサルマックス株式会社

同代表者代表取締役

米 澤

東京都渋谷区神宮前6丁目23番2号

被 告

株式会社FIRS不動産

同代表者代表取締役

米 澤

被 告 米 澤

被 告 森

被告ら訴訟代理人弁護士 川 村 理

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帯して511万5000

円及びこれに対する平成24年5月30日から支払

済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は被告らの負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することがで

きる。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して515万円及びこれに対する平成24年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、主位的に、購入意思のない消費者を騙して購入させるいわゆる劇場型勧誘という違法で組織的な取引手法により、カンボジア王国の農地（の使用権）購入代金名目で合計465万円を騙し取られたなどと主張して、被告らに対し、共同不法行為あるいは会社法429条1項等に基づき、原告が支払った金員及び弁護士報酬等の合計515万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求め、予備的に、被告ユニバーサルマックス株式会社に対し、不当利得返還請求権に基づき、同社に支払った465万円の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（末尾に証拠を記載しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、平成24年5月当時69歳の女性であり、中学卒業後から働き始め、その間22歳で結婚したが夫は約17年前に死亡し、平成24年5月当時は44歳の娘と二人暮らしで、ヘルパーの仕事をしていた。原告の預貯金は老後の生活資金である四百数十万円程度であり、原告にはこれまで投資等の取引経験はない。（原告本人）

(2) 被告米澤（以下「被告米澤」という。）は、平成24年2月14日以降被告ユニバーサルマックス株式会社（以下「被告ユニバーサル社」という。）の、同年1月23日以降被告株式会社FIRST不動産（以下「被告FIRST社」という。）の、それぞれ代表取締役である。

被告森（以下「被告森」という。）は、平成24年5月当時、被告ユニバーサル社の従業員であり、被告ユニバーサル社の業務として、原告との間で後記(3)の契

約締結手続を行った。

(3) 原告は、平成24年5月30日、原告を買主とし、AAP International CAMBODIA Co., LTD(以下「AAPカンボジア」という。)を売主とし、被告FIRST社をその日本総代理店、被告ユニバーサル社をその第一次販売代理店とし、売買代金を15万円とする同月23日付け(甲12、乙3)の、また売買代金を450万円とする同月30日付け(甲13、乙5)の、各「カンボジア不動産使用権売買契約書」(以下「本件契約書」という。)に署名押印した(以下、この契約を「本件契約」という。ただし、契約の成立については争いがある。)。

(4) 原告は、平成24年5月22日、被告ユニバーサル社に対し15万円の郵便為替を郵送することにより、同月23日、15万円を被告ユニバーサル社に支払った(甲6~8)。また、原告は、同月30日、被告森に現金450万円を交付することにより、同日、被告ユニバーサル社に対し、450万円を支払った(甲9)(以下、本件契約とそれに関連する一連の契約あるいは金員授受等を「本件取引」という。)。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件取引の違法性と被告らの責任原因

(原告の主張)

ア 事実経過

平成24年5月22日頃、「ウメダ・コーポレーション」の「オカダ」と称する人物から原告に電話があり、「郵便は届いたか。カンボジアの土地が欲しいので名義を貸して欲しい。1口(15万円)買ってくれば20万円で買い取る」などと言われた。その数日前に、原告宛てに被告ユニバーサル社を差出人とする封書が届いており、原告は、被告ユニバーサル社に電話をして1口分を購入する旨伝え、被告ユニバーサル社の指示に従い、15万円分の郵便為替を被告ユニバーサル社に郵送した。原告は、オカダから追加の購入を依頼され、被告ユニバーサル社に連絡したところ、30口の大口しかないと言われたことから、オカダに確認をとってこれを購

入することとし、同月 30 日に原告宅で代金授受をすることになった。同日午後 4 時ころ、被告森が原告宅を訪れ、原告は、被告森に対し、定期預金を解約して作った 450 万円の現金を手渡した。その後、原告がオカダに買い取り代金の入金を依頼したところ、オカダから被告ユニバーサル社に名義変更の書類の送付を依頼するよう言われ、原告が被告ユニバーサル社にこれを伝えたところ、「あと 1500 万円分買えば名義変更できる」などと言われた。これをオカダに伝えると、オカダが直接被告ユニバーサル社に 500 万円送るとのことだったが、同年 6 月 6 日ころ、被告ユニバーサル社から「あなたの名前で 500 万円が送られてきたがどういうことか。違反だ。お金は受け取れない。すぐにあなたから 1500 万円を送ってほしい。」などと言われた。原告は、途方に暮れて身内に相談したところ、騙されているのではないかと指摘されて、警察や消費生活センターに相談することとなった。

イ 販売方法の違法

(ア) 本件は、売買代金名下に金員を騙し取る目的で、購入意思のない消費者に虚偽事実を告げて自ら欲しないものを購入させ、金員を騙し取るといふいわゆる劇場型勧誘であり、組織的詐欺行為であつて違法である。

本件契約によって原告が購入したことになっている権利は、カンボジア王国の土地所有権か土地使用権かが判然とせず、対象となる土地も不特定であるなど、契約の対象を特定することが不可能であり、契約の目的も不明である上、本件契約書には契約当事者の代表者の変更も反映されず、実際の代金支払方法も契約書の条項と異なるなど、被告らに、真に原告との間で有効な契約を成立させ、権利義務を発生させようとする意思があるとは考えられない。

オカダと名乗る者は、原告をして被告ユニバーサル社へ金員を支払わせるだけの目的で、カンボジア王国の土地を買い取る意思がないにもかかわらず、あたかもそのような意思があるかのように装って、原告に名義を貸して欲しいなどと詐言を弄して原告を錯誤に陥れ、原告をして本件取引をさせて取引代金名下に合計 465 万円を交付させた。これは不法行為に該当する。

原告が支払った金員は、被告FIRS社や被告ユニバーサル社が手にしているから、オカダと名乗る者と被告らとの間に共謀関係があることは明らかである。

(イ) 仮に、原告を勧誘した者が被告らの主張するプラスワンエステート株式会社であったとしても、劇場型勧誘という手法には何らの違いはない。

また、原告に販売された権利が実体のある権利であり、カンボジア不動産使用契約として有効であったとしても、購入意思のない消費者に無駄に購入させる劇場型勧誘は、販売方法としての社会的相当性を逸脱するものであって、違法である。

(ウ) 被告らは劇場型勧誘の事実を否定するが、POINT情報（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に登録された多くの類似の相談事例の存在や、原告とのやりとりに使われた電話番号（0120-985-309, 03-6327-7550）の利用契約者の存在が確認できず、その確認できない理由が、利用契約の申込者が偽造した運転免許証のコピーを提出したり存在しない住所を届け出たりした結果であること、自らの利益にならないのに他人に対し何かを購入させるよう仕向けることは通常考えられないことなどからして、本件が違法な組織的販売手法である劇場型勧誘であることは明らかである。

ウ 金融商品取引法違反

本件取引の実質は、配当を目的とする集団的投資スキームの持分の販売であり、その販売行為は、金融商品取引業の登録が必要であるが、被告らは無登録業者であるから、その販売行為は違法であり、民事上も違法、無効であって不法行為となる。

エ 取引適合性違反

原告に投資等の取引経験はなく、また、カンボジア王国や同国の土地（の使用権）、同国の農業等に関する知識は皆無である。このような者に何ら情報を与えずに取引を勧誘する行為は、取引適合性に反し違法である。また、投資資金は老後の蓄えであり、かつ不測の出費に備える費用のほぼ全てであったから、投資資金としての適合性もなかった。

オ 説明義務違反

本件契約は内容が複雑であり、被告らは、その国の政治・経済情勢、法律、取引の仕組み等について、原告が契約を締結するか否かの判断ができるのに十分かつ具体的な説明をする義務を信義則上負っていたが、被告らはこの義務に違反している。

カ 被告らの責任

(ア) 被告ユニバーサル社は、違法な劇場型勧誘取引を行ったから、不法行為責任を負う。そうでないとしても、原告を勧誘した者と共同不法行為責任を負う。オカダが被告ユニバーサル社の従業員であれば、使用者責任を負うし、二次販売代理店の違法勧誘であるとしても、やはり使用者責任を負う。また、被告森の使用者としての責任も免れない。

(イ) 被告米澤は、被告ユニバーサル社の代表取締役として被告ユニバーサル社を統括し、違法な商法を構築・運営した上、従業員と共同して原告に損害を被らせたのであるから、共同不法行為責任を負う。また、被告米澤は、被告ユニバーサル社の代表取締役として、被告ユニバーサル社が違法な業務を行っているのを漫然と看過していたから、悪意又は重過失による任務懈怠があり、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(ウ) 被告森は、原告の取引適合性に配慮することなく、説明義務も尽くさないまま、原告との契約締結手続を行った違法行為の責任を負う。

(エ) 被告F I R S T社は、被告ユニバーサル社と同じフロアに事務所があり、両社の代表者はどちらも被告米澤であって、実質的に同一の事業者である。また、被告F I R S T社は、本件取引の売主であるA A P カンボジアの日本総代理店であり、被告ユニバーサル社を第一次販売代理店に認定し、被告ユニバーサル社と連名の勧誘パンフレットを作成するなど、本件取引において重要な役割を演じており、共同不法行為責任を負う。

(被告らの主張)

ア 本件取引の仕組み

本件取引は、カンボジア法人であるJ P R o y a l A g r i c u l t u r e G

r o u p (以下「J P R A G」という。) が所有するカンボジア王国内の土地を、カンボジア法人であるA A P カンボジアが賃借(永借)し、そのA A P カンボジアの有する永借権を顧客に販売し、かつ、同じくカンボジア法人であるC L E S N E T W O R K C O . , L T D (以下「C L E S」という。) が顧客からの業務委託に基づいて永借権を運用し、農地からあがった収益を顧客の持分比率に応じて分配(配当)する、という取引である。C L E Sは、カンボジア人を雇用して農作をさせ、その収益(収穫高)から経費及びC L E Sの利益を控除した額が顧客への配当に当てられる。

被告F I R S T社は、A A P カンボジアから、日本総代理店としてカンボジア不動産使用権の日本における独占的販売権を付与されており、被告ユニバーサル社は、被告F I R S T社より販売権を付与された第一次販売代理店である。また、被告F I R S T社は、C L E Sから収益分配の代行業務の委託を受けている。

顧客から支払われたカンボジア不動産使用権の売買代金は、日本総代理店である被告F I R S T社に交付され、A A P 日本支店を介してあるいは直接に、A A P カンボジアに送金されている。

イ 本件取引が実体を有する適法有効な取引であること

前記アのとおり、被告ユニバーサル社が販売したのは、カンボジア王国民法典における永借権にあたる(カンボジア民法244条)。なお、カンボジア王国では外国人が土地を所有することは禁じられているが、期間15年以上の長期賃借権(永借権)の設定・処分は自由にでき、永借権は外国人でも取得できる。

原告との間のカンボジア不動産使用権の売買契約は、カンボジア王国民法典においても有効かつ適法な契約であり、これにより原告が取得した権利は、カンボジア王国の農地の永借権という実体を有する権利である。原告の支払った金員も、既に海外送金されており、また、C L E Sによる過去の農業収益金6万4635円の支払が原告に通知されている。

J P R A Gが所有し、A A P カンボジアが永借している土地は、複数の土地から

なる一団の土地であり、原告その他の顧客に販売されたのは、その使用権であって、特定した土地部分ではない。しかし、カンボジア王国では、土地の持分について平米数のみで表示することが普通であるから、契約対象たる土地の特定は十分になされている。

ウ 不当な勧誘はないこと

被告らは、ウメダ・コーポレーションなる会社も、オカダなる人物も、一切知らない。被告らは、原告に対し、不当な勧誘を一切行っていない。

カンボジア不動産使用権の販売は、第二次販売代理店が勧誘を行っていたが、詐欺的勧誘や一定の利益の保障や誇大な利益の説明等の勧誘は一切禁じており、些少なりともそのような行為の疑いがあった場合には速やかに第二次販売代理店との業務委託契約を解約している。被告ユニバーサル社は、一時期被告ユニバーサル社の第二次販売代理店を務めていたプラスワンエステート株式会社（商業登記記録上の商号：PLAS ONE ESTATE株式会社）を通じて、原告との契約締結に至った。

エ 説明義務違反がないこと

顧客との契約にあたっては、被告FIRS T社又は被告ユニバーサル社が重要事項の説明、契約締結の意思確認と契約締結、代金授受を行うことになっていた。

被告森は、原告との契約の際、本件契約があくまでカンボジア不動産使用権の取引であること、収益には為替変動、天候や国内情勢によるリスクがあることなどについて十分な説明をし、再三の意思確認の上で、契約締結に至った。原告は、本件契約が土地使用権の売買であること、事業運営を委任することにより収益を上げることができるが、天候リスク等もあることなど、十分に認識・理解した上で本件契約を締結したものである。被告らに説明義務違反はない。

オ 金融商品取引法違反がないこと

本件契約は、あくまでもカンボジア不動産使用権の取得を目的としたものであり、そこからあがる収益はその副産物（派生的効果）に過ぎず、金融商品の販売ではな

い。

(2) 損害の発生及び額

(原告の主張)

被告らの不法行為等によって原告が被った損害は、原告が被告ユニバーサル社に支払った金員合計465万円及び原告が訴訟代理人に支払うべき弁護士報酬等の全額である50万円の合計515万円である。

よって、原告は、被告らに対し、不法行為又は会社法429条1項に基づき、連帶して515万円及びこれに対する原告が最後に被告ユニバーサル社に金員を支払った日である平成24年5月30日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告らの主張)

争う。

(3) 予備的請求原因

(原告の主張)

本件契約は不成立であるから、原告が被告ユニバーサル社に支払った465万円は、被告ユニバーサル社の原告に対する不当利得である。

よって、原告は、被告ユニバーサル社に対し、不当利得返還請求権に基づき、465万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日である平成24年7月24日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告ユニバーサル社の主張)

カンボジア不動産使用権の売買代金は、既に日本総代理店である被告FIRST社を通じてAAPカンボジアに送金されているから、原告が売買代金の返還を求める相手方は、AAPカンボジアというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提となる事実と後掲の各証拠（なお、枝番のあるものは、特記しない限り

枝番を含む。) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被告ユニバーサル社及び被告F I R S T社のオーナー(株主)は、いずれもAAPカンボジアのオーナー兼代表者(C E O)でもある今野[■] (以下「今野」という。) であり、被告米澤は、今野の依頼により、被告ユニバーサル社と被告F I R S T社の代表取締役に就任することになった。(被告米澤本人、甲44)

被告森は、平成22年に、今野が代表取締役であった株式会社H K I N V E S T M E N Tに入社し、いずれも今野の指示により、被告F I R S T社に出向し、そこからさらに被告ユニバーサル社に出向する形となり、さらに今野から1億円を借りて今野から株式会社S. F. C. を買い取った形をとって、平成25年4月1日付で株式会社S. F. C. の代表取締役に就任した。(被告森本人、甲37, 41)

被告森は、平成24年5月当時は、被告ユニバーサル社の営業課課長として、契約申込みのあった顧客を訪問して、契約内容を説明して契約書面を取り交わし、代金を受領して被告ユニバーサル社の郵便局口座に入金する業務を行っていた。(被告森本人、甲5)

(2) 平成24年5月上旬ころ、原告宛てに、被告ユニバーサル社を差出人とし、「カンボジア農業不動産投資のご案内」と題するパンフレット(甲4)と購入申込書や被告ユニバーサル社宛ての返信用封筒等が入った封書が届いた。このパンフレットには、日本総代理店として被告F I R S T社、一次販売代理店として被告ユニバーサル社が連名で記載されているが、これを作成したのは今野であり、発送したのは被告ユニバーサル社である。(原告本人、被告米澤本人、甲4)

その数日後である同月22日、「ウメダ・コーポレーション」の「オカダ」と称する人物から原告に電話があり、「青い封筒が届いているか。カンボジアの土地を欲しがっている人がいるので名義を貸して欲しい。1口15万円を買ってくれば5万円上乗せして20万円で買い取る」などと言われた。その際、オカダの連絡先として「0120-985-309」を教えられた。原告は、名義を貸すだけで5万円も儲かるならと思い、オカダの依頼に応じることとし、上記青い封筒に記載の被告

ユニバーサル社の電話番号に電話をして、1口分を購入する旨伝えた。電話に出た「アキモト」と称する人物からは、「今日中にお金を払わないとなくなる」と言われ、郵便為替での支払を指示されたため、原告は、同日中に、オカダに依頼された1口分の購入代金として、15万円分の郵便為替を返信用封筒で被告ユニバーサル社に郵送して送金した。(原告本人、甲4、6、7)

原告は、送金後すぐにオカダに電話をし、いつ原告に買い取り代金を支払ってくれるのかを尋ねたところ、オカダは、「まだ土地を欲しい人がいる、もう少し買って欲しい」とのことだった。そこで、原告が、同月24日ころ、被告ユニバーサル社に電話をしたところ、電話に出たアキモトからは、「今は30口ならある」と言われた。原告がオカダに電話をしてその旨を伝えたところ、「お願いします、お金はとりあえず原告で都合をつけてほしい」などと言われたことから、原告は、450万円で購入すればオカダが後に600万円程度で買い取ってくれると信用し、被告ユニバーサル社に電話をして、30口を購入したい旨伝えた。すると、被告ユニバーサル社は代金450万円を受け取りに来るとのことだったので、同月30日午後4時を原告が指定した。(原告本人、甲4)

当時被告ユニバーサル社の営業課課長であった被告森は、同月30日午後4時に原告のアポイントが入ったこと、契約の予定金額が450万円であること、既に15万円が入金済みであるが契約書の署名押印が未了であることなどを伝えられた上、原告宅を訪れることとなった。(被告森本人)

同月30日午後4時ころ、被告森が、契約書類や重要事項説明書等の書類を持参して原告宅を訪れた。被告森は、原告に対し、カンボジア王国の情勢や、同国の農地について現地の人を雇って農業をしてもらうことなどを話し、重要事項説明書(甲10、11)や契約書面(甲12、13、乙3、5)の一部を読み上げるなどした上、原告の資力の範囲内での購入であるかの確認や、リスクの説明などをした。もっとも、原告は、もともと単にオカダに名義を貸すだけのつもりだったため、真剣に説明を聞いたり質問をするようなことはなかった。原告は、同月23日付けと同

月30日付けの重要事項説明書2通（甲10，11）及びカンボジア不動産使用権売買契約書2通（甲12，13，乙3，5）並びにカンボジア国内における法的手続をCambodia Law Serviceというカンボジアの法律事務所に一任する旨の委任状2通（乙4，6）に、それぞれ署名押印をした。原告は、オカダに依頼された30口分の購入代金として、定期預金を解約して用意しておいた450万円の現金を被告森に手渡し、被告森は、被告ユニバーサル社名義の同月23日付け15万円及び同月30日付け450万円のお預り証2通（甲8，9）を原告に交付した。被告森は、同日中に、原告から受領した450万円を被告ユニバーサル社の郵便局口座に入金した。原告は、オカダから、同人からの依頼であることは一切口にしないで欲しいと再三言われており、オカダの話を出すとオカダに迷惑をかけると考えていたため、被告森に対しオカダの名前を出すことはなかった。（文中の証拠のほか、被告森本人、原告本人）

原告は、その後オカダに対し、いつ買い取り代金を支払ってくれるのかを尋ねたところ、「被告ユニバーサル社に名義変更の書類を送るよう言って欲しい」などと言われた。そのため、その旨を原告が被告ユニバーサル社に電話で伝えたところ、アキモトから「1500万円分買わないと名義変更できない」などと言われた。これを原告がオカダに伝えたところ、オカダが直接被告ユニバーサル社に500万円送ることのことだったが、同年6月6日ころ、被告ユニバーサル社のアキモトから原告に電話があり、「500万円が原告の名前でオカダから振り込まれているがこれは違反だ」などと言われた。原告は、オカダによる入金をアキモトが知っていることに疑問をもち、また、1500万円を用意することもできないことから兄弟に協力を依頼したところ、詐欺ではないかと指摘され、警察及び消費生活センターに相談をすることとなった。（原告本人、甲4）

(3) 本件取引は、カンボジア法人であるJPRAGが所有するカンボジア王国内の農地を、その親会社で同じくカンボジア法人であるAAPカンボジアが賃借（永借）し、そのAAPカンボジアの有する永借権を顧客に販売し、かつ、同じくカン

ボジア法人であるCLESが顧客からの業務委託に基づいて永借権を運用し、その収益を顧客の持分比率に応じて分配（配当）するという取引である。被告FIRST社は、AAPカンボジアから、日本国内における総代理店として上記永借権（カンボジア不動産使用権）の日本における独占的販売権を付与されており、被告ユニバーサル社は、被告FIRST社より販売権を付与された第一次販売代理店である。顧客からのカンボジア不動産使用権の売買代金は、被告ユニバーサル社から被告FIRST社に交付され、同社から、AAP日本支店を介してあるいは直接に、AAPカンボジアに送金されることになる。なお、CLESは、その株主はAAPカンボジアで、カンボジア人を雇用して永借権を設定した土地の農作をさせて収益を上げるという農業事業を行う会社であり、その農業収益から経費や利益を控除した額が、配当の代行業務の委託を受けた被告FIRST社を通じて、永借権の顧客に配当されることとされている。（被告米澤本人、甲1、4、10～13、45、乙3、5、12、13）

原告も、上記のような取引の一環として、AAPカンボジアとの間で本件契約を締結したことにより、JPRAGが所有するカンボジア王国の農地3100平方メートル（特定の一団の農地のうちの3100平方メートルに相当する共有持分）の永借権（カンボジア不動産使用権）を取得した。（被告米澤本人、乙1、2、7、9、11）。

原告が売買代金として支払った金員は、いずれもAAPカンボジアに送金されており、また、CLESにおける平成24年4月収穫分と同年8月収穫分からの事業収益として、合計6万4635円が原告に支払われる旨のお知らせが被告FIRST社より原告になされている。（乙8）

(4) 原告がオカダの連絡先として利用していた電話番号(0120-985-309)は、KDDI株式会社からレンタルが繰り返され、最終的には株式会社グットテレコムから「小野雅彦」名義にレンタルされているが、その「小野雅彦」名義の申込書に添付された運転免許証コピーは、神奈川県警察本部交通部において交付

事実の確認がとれず、また記載の住所で「小野雅彦」の実在を確認できないなど、偽造のものであった。（甲23～29）

(5) P I O - N E T 情報(全国消費生活情報ネットワーク・システム)によると、全国の消費生活センターに寄せられた相談情報として、平成24年3月頃から同年11月21日までの間に、被告ユニバーサル社を購入・契約先名とし、他業者名としてウメダ・コーポレーション（「ウメダ」部分は「うめだ」「梅田」を含み、「・」の有無を問わない。以下同じ。）を含む相談事例が28件あり、その具体的な相談事例の内容は、ウメダ・コーポレーションに電話で勧誘され、代わりに買ってくれば高く買い取ると説明されて購入し、代金は電話をかけてきた業者ではなく被告ユニバーサル社に支払われたり集金されたりし、その多くが、追加購入申込みをすると大口でないと売れないと言われたと述べるなど、その勧誘内容はおおむね原告に対するものと同様であった。（甲18，21）

2 争点(1)（本件取引の違法性と被告らの責任原因）について

(1) 前記認定事実(2)のとおりのウメダ・コーポレーションのオカダと名乗る者による勧誘経緯、ことに自らの買い取り代金の支払ははぐらかしつつ、原告には次第に高額の購入代金を支払わせようとする巧妙な勧誘文言と、同(4)のとおりオカダの利用していた電話番号のレンタル申込書添付の運転免許証コピーが偽造のものであったことや、同(5)のとおり原告の他にもウメダ・コーポレーションから勧誘を受けて被害を受けたといった多くの類似の相談が全国の消費生活センターに寄せられていることなどを併せ考慮すると、原告を勧誘したウメダ・コーポレーションのオカダと名乗る者に、真にカンボジア王国の土地使用権を原告から買い取る意思や能力があったとは到底認められない。そして、オカダは、カンボジア王国の土地使用権を購入する意思はなかった原告をして、被告ユニバーサル社へ金員を支払わせる目的で、カンボジア王国の土地を原告の購入価格よりも15万円当たり5万円高額で買い取る意思があるかのように装って、名義を貸して欲しいなどと原告に虚偽の事実を告げて、その旨原告を錯誤に陥れ、被告ユニバーサル社に連絡を取らせるな

として本件契約を締結させ、売買代金として被告ユニバーサル社に合計465万円を支払わせたものと認められる。このような勧誘は詐欺行為に該当し、前記認定のとおり原告に販売された権利が実体のある権利であって、仮に本件契約がカンボジア不動産使用権売買契約として適法かつ有効な契約であるとしても、販売方法としての社会的相当性を逸脱する違法な勧誘であって、不法行為に該当するというべきである。

また、前記認定事実(2)によれば、オカダによる勧誘は、被告ユニバーサル社のアキモトと名乗る者による指示あるいは回答によって、より効果的に原告を信用させつつより高額の金員を引き出すことができており、前記認定事実(5)のとおりの全国の消費生活センターへの類似の相談事例の存在にも照らせば、少なくとも、オカダと被告ユニバーサル社のアキモトと名乗る者とは、相通じていたことがうかがわれる。

そして、ウメダ・コーポレーションのオカダなる人物の詳細は不明ではあるが、オカダのような本件取引における勧誘者は、自らが金員等を受け取るものではなく、直接的には何ら利益を得るものではないから、他に特段の事情のない限り、その代金の支払先を通じて支払先の利益を図る目的で行動していたと推認されるべきところ、前記認定事実(3)のとおり、原告ら本件取引の顧客が被告ユニバーサル社に支払った金員は、第一次販売代理店である被告ユニバーサル社から、日本総代理店である被告FIRST社を通して、AAPカンボジアに集まる仕組みとなっている。また、本件取引の発端となる原告に送付されたパンフレット（甲4）には、被告ユニバーサル社と被告FIRST社が連名で明記されており、両社は本件取引において不可欠の存在として組み込まれているところ、前記認定事実(1)のとおり、両社とAAPカンボジアは、いずれも実質的に今野の支配する会社である。

そうすると、原告を直接に勧誘したオカダと名乗る者と、今野が実質的に支配する被告ユニバーサル社及び被告FIRST社、そして今野の指示により被告ユニバーサル社に出向した形をとり、同社の従業員として原告との契約締結や現金授受等

の重要な役割を果たした被告森との間には、上記オカダによる詐欺行為、違法な勧誘行為についての共謀が認められ、本件は、相互に意を通じてそれぞれの役割を果たす組織的な詐欺行為であると認められる。

したがって、少なくとも被告ユニバーサル社、被告FIRS社及び被告森の3名は、共謀の下に組織的に原告に対する違法な勧誘を行い、代金名目で金員を騙し取ったものであって、これにより原告に生じた損害について、共同不法行為責任を負うというべきである。

(2) また、被告米澤は、原告との本件取引当時、被告ユニバーサル社及び被告FIRS社の代表取締役であったところ、両社は上記のとおりオカダ及び被告森と共に謀して原告に対する違法行為を行っていたと認められるから、代表取締役である被告米澤がこれを是正・停止しなかったことには代表取締役としての悪意又は少なくとも重過失に基づく任務懈怠があったと認められる。したがって、被告米澤も、会社法429条1項に基づき、任務懈怠と相当因果関係のある原告の損害について、その余の被告らと連帶して賠償すべき義務を負う。

(3) 被告らは、ウメダ・コーポレーションなる会社もオカダなる人物も知らず、同人による違法な勧誘は被告らとは無関係であると主張し、被告米澤及び同森はその旨供述するが、原告の供述は、電話を聞きながら書き取ったメモの存在（甲4への書き込み）及び前記認定のとおり全国の消費生活センターに集まつた多数の相談情報とも類似することなどから、信用することができ、これに反する被告らの供述及び主張は採用できない。

3 争点(2)（損害の発生及び額）について

被告らの共同不法行為及び任務懈怠により、原告は、カンボジア不動産使用権の売買代金として被告ユニバーサル社に支払った合計465万円の損害を被ったものと認められる。また、弁論の全趣旨によれば、原告は、本件訴訟を追行するため訴訟代理人らに委任したことが認められるところ、本件事件の難易、訴訟代理人らの訴訟行為、上記の損害認容額その他一切の事情を考慮すれば、原告の主張する弁護

士報酬等全額のうち弁護士費用 46万5000円の範囲で、被告らの共同不法行為及び任務懈怠と相当因果関係を有する損害と認める。

4 以上によれば、その余の点及び予備的請求原因を判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求は、511万5000円及びその遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容して、その余の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法64条ただし書、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第49部

裁判官 銀持 淳子

これは正本である。

平成 25 年 1 月 6 日

東京地方裁判所民事第49部

裁判所書記官

鈴木哲雄